

令和8年度（2026年度）

熊本県サーキュラーエコノミー移行支援事業費補助金

熊本県では、県内の廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）や県内の産業・技術分野における環境配慮の取組み等を促進し、循環型社会の形成推進を図るため、廃棄物発生量の減少、循環利用量の増加、天然資源物の使用量の減少、温室効果ガスの発生量の減少等（以下「環境負荷の低減」という。）が見込まれる調査・研究・技術開発及び施設整備等について、対象経費の一部を助成します。

◆補助対象事業及び補助率（令和8年度当初予算 2,000万円）**（新）**：R8年度の主な改正点

環境負荷の低減（廃棄物発生量の減少、循環利用量の増加、天然資源物の使用量の減少、温室効果ガスの発生量の減少等）を目的として事業者等が行う事業のうち、次の（1）から（3）に該当する事業。

補助対象事業	補助率
（1）廃棄物排出量抑制支援事業 ①調査・研究・技術開発 廃棄物の処理に関連する調査・研究・技術開発 （（2）、（3）に該当する事業を除く。）	1/2 以内
（1）廃棄物排出量抑制支援事業 ②施設整備（改修も含む） 廃棄物の処理に関連する施設の整備（改修も含む）	1/2 以内 又は 1/3 以内
（2）環境配慮設計に係る研究開発等 （新） 事業者等が行う以下の要件を満たす事業 ア：環境配慮設計（※1）の考え方に基いて行う製品等の試作開発等の事業であること イ：他の県内企業等の参考となるサーキュラーエコノミーのリーディングモデルとして、県と協力して取組み及び製品等を広報・PR等すること ウ：補助事業の完了後3年以内に製品化することを目指す事業であること	1/2 以内
（3）サービスの開発事業、社会実証等 （新） 事業者等が行う以下の全ての要件を満たす事業 ア：サーキュラーエコノミー（※2）に資するサービスの社会実証又は開発事業等の事業であること、又は、一部の地域等で実施している事業の県内を含む地域への拡大を行うものであること イ：他の県内企業等の参考となるサーキュラーエコノミーのリーディングモデルとして、県と協力して取組み等を広報・PR等すること ウ：補助事業の完了後3年以内に社会実装・県内への拡大等を目指す事業であること	1/2 以内

※1 製品のライフサイクル全体を通じて環境負荷を軽減することを目的とした設計手法。

※2 大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム（循環経済）を目指すもの。

【その他留意事項】

- 本補助金における「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という）第2条第1項に規定する廃棄物のことを指します。
- 廃掃法による施設の設置（変更）許可若しくは熊本県産業廃棄物指導要綱における事前協議が必要な場合は、その許可若しくは事前協議終了が確実に見込まれるものである必要があります。
- 有識者で構成される審査委員会の意見を踏まえ採択事業及び補助金額を決定します。
- 複数事業が採択された場合は、審査委員会での審査結果に応じて上記予算額を按分した額の交付となります。

◆補助対象者

熊本県内に事業所等を有し、活動している法人格を有する団体、又は、熊本県内に事業所等を有し、活動している団体が代表を務める連携体であり、以下のいずれかの条件に該当すること。ただし、サービスの開発事業、社会実証等については、県内に事業所等が無い場合でも、県内で事業化をする場合は、補助対象とする。

- (1) 自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組む事業者
- (2) 環境負荷の低減に資するような、設計やサービスの開発等に取り組む事業者
- (3) 産業廃棄物処理業者（廃棄物及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を有するもの）
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校、研究機関

◆補助事業実施期間

交付決定の日から令和9年（2027年）2月末日まで

※条件を満たすことで、交付決定前に着手した経費も補助対象として認められる場合があります。

※制度の詳細や申請様式、必要書類等については、下記の熊本県ホームページをご参照ください。

「令和8年度（2026年度）熊本県サーキュラーエコノミー移行支援事業費補助金について」

(URL : <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/198435.html>)

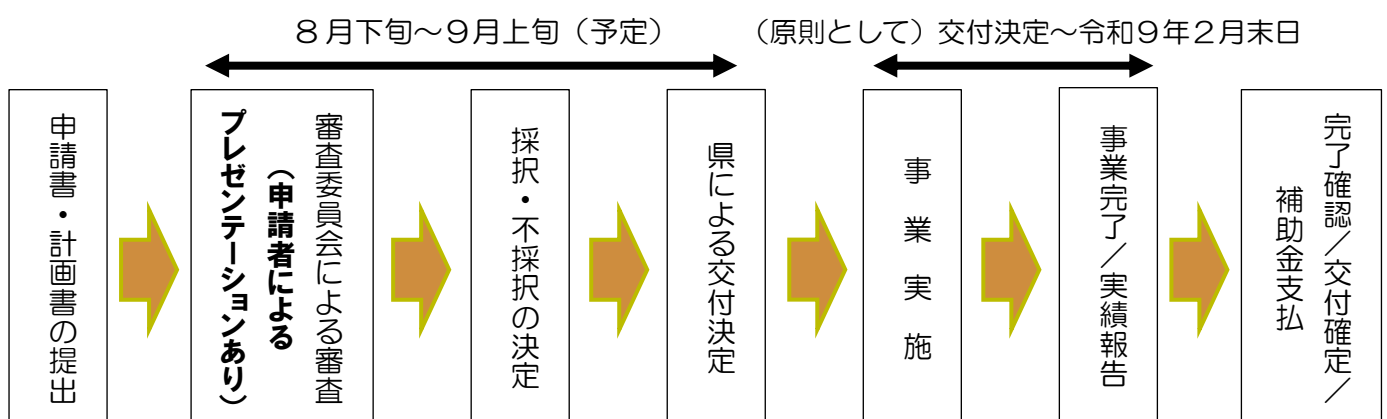
◆補助対象経費

事業の区分	補助対象経費
(1) 廃棄物排出量抑制支援事業 ①調査・研究・技術開発	謝金、旅費、事務費、原材料費、機械装置・工具器具費、賃借料、外注加工費、委託費
(1) 廃棄物排出量抑制支援事業 ②施設整備（改修も含む）	本工事費、付帯工事費、機械器具費、賃借料、その他の経費
(2) 環境配慮設計に係る研究開発等	謝金、旅費、事務費、原材料費、機械装置・工具器具費、システム構築費、賃借料など
(3) サービスの開発事業、社会実証等	謝金、旅費、事務費、機械装置・工具器具費、システム構築費、賃借料、外注加工費、委託費など

◆事業募集期間

令和8年（2026年）7月1日（水）～7月31日（金）

◆申請から事業完了までの流れ



(お問い合わせ・申請書提出窓口) 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県環境生活部 環境局 循環社会推進課 資源循環推進班 (電話) 096-333-2628